

ハンセン病の歴史と法律

出典：厚生労働省『わたしたちにできること』

明治以前のハンセン病

この病気にかかった者は、仕事ができなくなり、商家のおくざしき奥座敷や、農家の離れ小屋で、ひっそりと世の中から隠れて暮らしました。家族への迷惑を心配し、ほうろうふろうらい「浮浪癩」と呼ばれる人もいました。

「癩予防二関スル件」と「無らい県運動」

政府は1907年（明治40年）、「癩予防二関スル件」という法律を制定し、「浮浪癩」を療養所に入所させ、一般社会から隔離しました。1929年（昭和4年）頃からは、各県が競ってハンセン病患者を見つけだし、強制的に入所させるという「無らい県運動」が全国的に進められました。

「癩予防法」

1931年（昭和6年）には従来の法律を改正して「癩予防法」が成立し、きょうせいかくり強制隔離によるハンセン病絶滅政策という考えのもと、在宅の患者も療養所へ強制的に入所させました。政策に反対する医師などもいましたが、1943年に治療薬プロミンが発見され、戦後になって日本へと入ってきた後も状況は変わりませんでした。

「らい予防法」

1951年（昭和26年）、療養所の入所者は、全国国立らい療養所患者協議会（ぜんかんきょうぜんかんきょう）をつくり、法の改正を政府に要求しましたが、1953年（昭和28年）、患者たちの猛反対を押し切って「らい予防法」が成立しました。この法律の存在がハンセン病に対する偏見や差別をより強めたといわれ、患者はもとよりその家族も結婚や就職をこぼまれるなど、偏見や差別は一向になくなりませんでした。また、ハンセン病であることを隠して療養所の外で暮らしていた方々も、差別を恐れ、また、適切な医療を受けられないなど大変な苦勞をされました。

「親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない
実名を名乗ることができない
結婚しても子どもを生むことが許されない
一生療養所から出て暮らせない
死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない」

ハンセン病患者であった方々は、このような生活を長い間強いられてきました。
わたしたちにできることは、
ハンセン病について、正しい知識を持ち、
理解すること。
これが差別や偏見をなくす第一歩なのです。

星塚敬愛園を訪ねてみませんか？

- 所在地 鹿屋市星塚町4204番地
☎ 0994-49-2500
- 施設概要 医療施設、入所者の住居、社会交流会館、ふれあい会館、公会堂、宗教会館、納骨堂など



（社会交流会館 平成26年12月開館）

社会交流会館では、星塚敬愛園の歴史パネルや入所者の方々の生活用品などを通して、敬愛園やハンセン病問題の昔と現在を知ることができます。

また、敬愛園では、夏祭り納涼大会やふれあい体験などの催しも開催されています。

鹿屋市 保健福祉部 健康増進課
鹿屋市北田町11番6号
☎ 0994-41-2110

ハンセン病問題って何だろう？

ハンセン病を知り、 差別や偏見をなくそう



（国立療養所星塚敬愛園 平成26年10月撮影）

国立療養所星塚敬愛園について

ほしづかけいあいえん
星塚敬愛園は全国に13ある国立ハンセン病療養所の一つであり、当時若手の代議士で、後に鹿屋市長になる永田良吉氏が政治生命をかけ、地域住民を説得し、誘致運動をしたことで、昭和10年10月28日に開園されました。

園名は、地名の星塚原と、西郷隆盛が好んだ「敬天愛人」からとったものです。

現在、すべての入所者の方々は、ハンセン病は治癒していますが、後遺症や高齢化により、施設内にて医療、看護・介護サービスが提供されています。



鹿屋市

ハンセン病ってどんな病気？

ハンセン病とは

- ・らい菌による感染症です。
- ・感染力は弱く、感染し発病することはまれです。
- ・感染しても、治療薬により治ります。
- ・早期に治療すれば、身体に障害が残ることはありません。

治る病気なのに、なぜ差別は続いたの？

「癩予防二関スル件」という法律による患者の強制隔離、患者の家の徹底的な消毒などが、人々の間に、ハンセン病は伝染力の強い病気という、誤ったイメージをうえつけてしまいました。「癩予防二関スル件」はその後「癩予防法」、「らい予防法」へと2度改正されましたが、終生隔離の考え方は継続され、ハンセン病は「怖い病気」として定着してしまいました。そのようなことが、差別や偏見が現在でも根強く残っている原因に挙げられます。

療養所内には、それぞれ火葬場が作られ、入園者による火葬が行われました。(平成8年まで)

遺骨は納骨堂に納められ、死んでも故郷には帰れなかったのです。



現在のハンセン病問題

違憲国家賠償請求訴訟

平成8年(1996年)、ようやく「らい予防法」が廃止されました。平成10年(1998年)7月には、「星塚敬愛園」と熊本県「菊池恵楓園」の元患者13人により、熊本地裁に「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟が提起され、翌年には東京、岡山でも訴訟が提起されました。平成13年(2001年)5月11日、熊本地裁で原告が勝訴、政府は控訴をしませんでした。



これをきっかけに6月には衆参両院で「ハンセン病問題に関する決議」が採択され、新たに補償を行う法律もできました。国は患者・元患者の方々に謝罪をし、平成14年(2002年)4月には、療養所退所後の福祉増進を目的として、「国立ハンセン病療養所等退所者給与金事業」を開始し、さらに啓発活動を積極的に行うなど、名誉回復のため対策を進めています。

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

入所者は、すでに高齢となっており、後遺症によ

国が控訴断念



る重い身体障害をもっている方もいます。

また、未だに社会における偏見・差別が残っていることなどもあって、安心して退所することができないという方もいます。

社会になお根強く残る偏見や差別の解消、ハンセン病であった方々が、社会から孤立することなく、安心して平穏に暮らすことのできる社会基盤整備などの課題の解決を促進するため、平成21年(2009年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

ハンセン病家族訴訟

平成28年(2016年)2月には、ハンセン病の元患者の家族が国のハンセン病隔離政策で差別被害を受けたとして、熊本地裁に国家賠償訴訟が提起されました。令和元年(2019年)6月28日、熊本地裁で原告の勝訴判決が確定しました。

その後、同年11月に「ハンセン病家族補償法」が施行され、また「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」も改正され、家族の方々も名誉回復などの対象に追加されました。

鹿屋市では、ハンセン病に対する偏見、差別の解消や正しい知識の普及に向けて、パネル展や講演会を実施するなど、啓発活動に取り組んでいます。